

岐阜県へ移住される方へ！



岐阜県内へ移住する方を応援します！

移住支援金の額
単身者：30万円、世帯：50万円

※東京23区に在住又は通勤されている方、林業に就業される方は、より支援金額の大きい制度がありますのでご活用ください。

申請対象者

2021年7月8日以降に、岐阜県以外の都道府県から岐阜県へ移住し、5年以上継続して居住する意思のある方

詳しい要件は裏面をご確認ください。

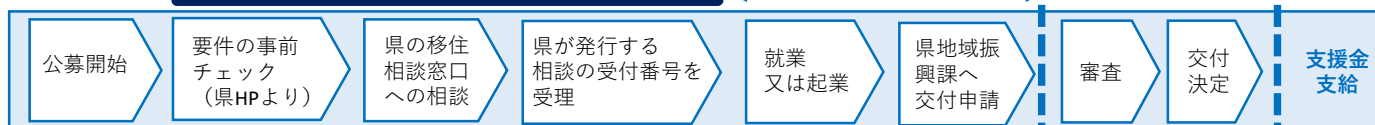
清流の国ぎふ移住支援補助金の交付までの流れ

申請のタイミングにご注意ください！

- ・就業・起業後1か月以上
- ・勤務先を変更せず、通勤又は県内においてテレワークを行う場合は移住後1か月以上
- ・申請は、R4.2.15（火）まで

移住（住民票の異動）

移住後1か月以上
就業又は起業後1か月以上



※予算額に達した時点で交付申請の受付を終了します。

※必ず県ホームページ内より事前チェックアンケートを実施した後に、県の相談窓口へ相談し、県が発行する受付番号を受理してください（電話、オンライン可）。申請書の作成時に必要となります。

※特に、ご家族で移住される若者（39歳以下）や過疎地域に移住される方を歓迎します。

【過疎地域】飛騨市、下呂市、関ヶ原町、揖斐川町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、白川村、高山市（旧清見村、旧莊川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村、旧上宝村）、関市（旧洞戸村、旧板取村、旧武儀町、旧上之保村）、中津川市（旧長野野山口村、旧坂下町）、恵那市（旧山岡町、旧明智町、旧串原村、旧上矢作町）、山県市（旧美山町）、本巣市（旧根尾村）、郡上市（旧八幡町、旧美並村、旧明宝村、旧和良村）

県の相談窓口（清流の国ぎふ移住・交流センター）

【東京】 担当：岩瀬 千絵 ※東日本（中部を除く都道県）から移住される方

【場所】 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階（NPO法人ふるさと回帰支援センター内）

【時間】 10:00～18:00（休館日：月曜日、祝日、夏季、年末年始）

【TEL】 080-7749-3317 【メール】 gifu@furusatokaiki.net

【名古屋】 担当：後藤 亜子 ※中部（愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県）から移住される方

【場所】 愛知県名古屋市中区東桜1-11-1（オアシス21「GIFTS PREMIUM」内）

【時間】 元旦及び祝祭日を除く火曜日～土曜日（第1・第4日曜日の前日の土曜日を除く。）
及び第1・第4日曜日の10:00～18:30

【TEL】 090-2619-2102 【メール】 iju@gifu-turn.net

【大阪】 担当：関 由美子 ※西日本（中部を除く府県）から移住される方

【場所】 大阪府箕面市彩都粟生南1-17-26（彩都やまもりふるさと交流サロン内）

【時間】 9:00～17:00（休館日 月・火曜日、年末年始等）相談員対応日（※原則 日・月曜日は休み）

【TEL】 090-4083-0231 / 072-737-5421 【メール】 gifu-iju@yamamori.site

（大阪ふるさと暮らし情報センター）

【場所】 大阪府大阪市中央区本町橋2-31 シティプラザ大阪1階

【時間】 火、木、第3土曜日（第3土曜日の属する週の木曜日は休み）10:00～18:00

【TEL】 090-4083-0231 【メール】 gifu-iju@yamamori.site

下記の項目に全て当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性がありますので、
県の相談窓口にてご確認ください。

清流の国ぎふ移住支援補助金の対象 チェックリスト

(共通)

- ☐ 住民票を移した日の直前5年間、岐阜県以外の都道府県（以下「県外」という。）に在住していた。
- ☐ **令和3年7月8日以降**に県内に転入した。
- ☐ 移住支援金の交付申請時において、県内への転入後1か月以上経過している。
- ☐ 移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して県内に居住する意思がある。
⇒ **5年以内に転出した場合等、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。**
- ☐ 県内への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものである。
- ☐ 県の移住相談窓口において移住に関する相談を行っている（6桁の受付番号を受理している。）。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- ☐ 日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である。
- ☐ 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に係る調査及びインタビュー、清流の国ぎふ暮らしセミナーの講師及び清流の国ぎふ移住定住サポーターへの就任等）をする。
- ☐ 移住の目的、経緯、現状等に関するレポートを提出する（申請時から移住5年目まで各年）。
- ☐ 類似の事業（東京圏からの移住支援事業補助金、岐阜県林業就業移住支援事業補助金など）の支給を受けていない、又は受ける予定が無い。

(就業)

- ☐ 就業先が、県内に事業所を有する法人、団体又は個人（以下「法人等」という。）で雇用保険の適用事業主であるものである（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。
- ☐ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人等に連続して1か月以上在職している。
- ☐ 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有している（県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む。）。
- ☐ 就業先の法人等が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条）に定める風俗営業者でない。
- ☐ 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でない又は反社会的勢力と関係を有していない。

(起業)

- ☐ 県内で法人登記または個人事業の開業の届出をしている。
- ☐ 移住支援金の交付申請時において当該事業を1か月以上継続している。
- ☐ 事業の実施計画が確認できる書類を提出する。
- ☐ 起業する事業が、公序良俗に反する事業でない。
- ☐ 起業する事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条）に定める風俗営業等でない。

事前チェック、申請に関する要綱や申請書様式のダウンロードはこちら。

岐阜県HPトップ > くらし・防災・環境 > NPO・地域振興
> まちづくり・移住定住

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/157496.html>



(QRコード)

岐阜に移住
しませんか？

岐阜の移住情報が
集まったポータルサイト

ふふふぎふ



365
岐阜と。
未来を輝かす



(QRコード)